い、及び証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の規定に基づき、特定金融会社等の開示に関す金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)の施行に伴大蔵省令第五十七号
る省令を次のように定める。
平成十一年五月十九日
大蔵大臣の宮澤をする。
特定金融会社等の開示に関する省令
(趣旨)
第一条 特定金融会社等は、証券取引法の規定により有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書
類、有価証券報告書又は半期報告書を提出するためこれらの書類を作成するときは、企業内容等の
開示に関する省令(昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示省令」という。)に定める事項のほ
か、この省令に定める事項をこの省令の定めるところにより記載しなければならない。
(定義)

	開示省令第二号様式(同様)	式の第二部	企業情報の第2事業	(の状況の1)業績等の概要
_	開示省令第二号の二様式	同様式の第一	部証券情報の第3	その他の記載事項
Ξ	開示省令第二号の三様式	同様式の第一	部証券情報の第3	その他の記載事項
四	開示省令第二号の四様式	同様式の第二	部企業情報の第2	事業の状況の1(業績等の概要
五	開示省令第二号の五様式	同様式の第二	部企業情報の第2	事業の状況の1(業績等の概要
	貸付金残高の内訳等の発行登録	録書における	開示)	
第 四	条 証券取引法第二十三条	の三第一項の規	定により発行登録書を	を提出しようとする特定金融会社
等	(以下「発行登録書提出特定	金融会社等」	という。)のうち前条	条第一項各号に掲げる事項を記載
L	た有価証券報告書又は半期報	告書を提出し	ていない者は、当該発	発行登録書に、当該発行登録書の
提	出日の属する事業年度(その	日が事業年度	開始後三月以内の日で	である場合には、その直前事業年
度)の直前事業年度終了の日に	おける当該発	発行登録書提出特定金融	融会社等に係る同項各号に掲げる
事	項を、当該各号に定める様式	により記載し	なければならない。	
2	前項の規定により同項に規定す	規定する事項を発行	登録書に記載し	ようとする発行登録書提出特定金融

(貸付金残高の内訳等の有価証券報告書における開示)
ければならない。
会社等は、開示省令第十二号様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項の箇所に記載しな
2 前項の規定により同項に規定する事項を発行登録追補書類に記載しようとする発行登録特定金融
に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。
その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る同項各号
登録追補書類の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、
載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録追補書類に、当該発行
融会社等(以下「発行登録特定金融会社等」という。)のうち第三条第一項各号に掲げる事項を記
第五条 証券取引法第二十三条の八第一項の規定により発行登録追補書類を提出しようとする特定金
(貸付金残高の内訳等の発行登録追補書類における開示)
ければならない。
会社等は、開示省令第十一号様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項の箇所に記載しな

		Ξ	=	_	な	会	2	揭	報	会	第六名
	貸 付 金	開 示	開 示	開 示	け れ ば	社 等 は	前 項 の	げ る 事	告 書 に	社 等	条 証
Ì	● の と 内	小省令第			な ら	、次	規 定	Ĵ 項 を 、	係る	(以 下	券
计去	l 訳 · 等	第四	第三	第三	ない。	の各号	により		事 業	「 報	取引法
角	「の」 「半」 「期	四号様式	省令第三号の二様	省令第三号様式		に	リ 同 項	当該各号に	年 度 終	告 書 提	法第二十
	報 : 告	同	 様 式	同様		掲げる有	に	定	終了の	出 特	- 四条第
刀 石 ∽	i に	様 式 の	同 様	様 式 の		価	規定する	め る 様	日にお	定金融	第 一 項
第 一 項	・ け 〔 る	。 第 一	式 の	。 第 一		証券報告	事 項	城式に	け る	会 社	項 又 は
の現主) 開	部	第一	部		書	を 有	よ	当 該	等」	又は第三項
J	-	企 業 情	部 企	企 業 情		の 様 式	価 証 券	り 記 載 し	報告書	という。	頃 の 規
より半	<u>-</u>	報 の	業 情	報 の		の 区	報 告	な け	提 出	\smile	定 に
月日日	ł	第 2	報 の 第	第 2		分 に 応	書 に 記	ればな	特 定 金	は、 当	より有
1書を提		事 業	2	事 業		Ŭ	載 し	らな	融 会	該 有	価 証
提出す		の 状 況	事 業	の 状 況		当該名	よう」	ιì	社 等	価証	券報生
9 べき		元 の 1	の 状 況	元 の 1		当該各号に定める箇所	ようとする報告書提出特定金融		に係る	券報告	券報告書を提出すべき特定金
時定く	Ē		状況 の 1			定める	報告		係る第三条第	報告書に、	提出
金融会		業績等の	業	業績等の		る箇所	書提出		杀第一	当該	すべき
出すべき特定金融会社等	- - -	い 概 要	績等の	い 概 要		に記載	· 马特 定		項 各 号	有 価	5 特 定
(以			概 要			載 し	金 融		号 に	証 券	金 融

表をいう。以下同じ。)を記載した有価証券報告書又は同令第二十条第二項の規定により不良債権
を注記した財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書及び附属明細
該当する貸付金(以下「不良債権」という。)に関する事項(以下「不良債権の状況」という。)
理府令・大蔵省令第三十二号。以下「会計命令」という。) 第九条第一項の規定により同項各号に
第八条 届出書提出特定金融会社等のうち特定金融会社等の会計の整理に関する命令(平成十一年総
(不良債権の状況の有価証券届出書における開示)
二(開示省令第五号の二様式)同様式の第一部(企業情報の第2)事業の状況の1(業績等の概要)
一 開示省令第五号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要
ればならない。
会社等は、次の各号に掲げる半期報告書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなけ
2 前項の規定により同項に規定する事項を半期報告書に記載しようとする半期報告書提出特定金融
第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。
業年度の開始の日から六月を経過する日における当該半期報告書提出特定金融会社等に係る第三条

			3				2					
一 開示省令第二号様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要	箇所に記載しなければならない。	提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める	第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を有価証券届出書に記載しようとする届出書	二 不良債権がない場合 その旨	一 不良債権がある場合 当該不良債権の金額	各号に定める事項を記載するものとする。	前項に規定する不良債権の状況の記載に当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該	ならない。	事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければ	する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前	した半期報告書を提出していない者は、当該有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属	の状況を注記した中間財務諸表(中間貸借対照表及び中間損益計算書をいう。以下同じ。)を記載

	_	開示省令第二号	号の二様式	同様式の第一	部	証券情報の第3	その他の記載事項
	Ξ	開示省令第一	二号の三様式	同様式の第一	部	証券情報の第3	その他の記載事項
	四	開示省令第二号	号の四様式	同様式の第一	 部	企業情報の第2	事業の状況の1(業績等の概要
	五	開示省令第二号	号の五様式	同様式の第二	 部	企業情報の第2	事業の状況の1(業績等の概要
	~ 不	良債権の状	況の発行登録書	1における開示			
第	九 条	発行登録	書提出特定金融	会社等のうち会	会計	計命令第九条第一項	の規定により不良債権の状況を
	注 記	した財務諸	表を記載した有	1価証券報告書	国 又 は	同令第二十条第	二項の規定により不良債権の状況
	を 注	記した中間	財務諸表を記載	した半期報告	」 書 を	と提出していない者	ıは、当該発行登録書に、当該発
	行 登	録書の提出	日の属する事業	年度(その日	Iが 事	5業年度開始後三月以内	以内の日である場合には、その
	直 前	事業年度)	の直前事業年度	(終了の日にお	ける	当該発行登録	書提出特定金融会社等に係る不良債
	権 の	状況を記載	しなければなら	ない。			
2	前	条第二項の	規定は、前項の	規定により同	頃に	2規定する不良債権	ロ状況を発行登録書に記載する
	場 合	について準	用する。				

3	第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録書に記載しようとする発行登録書
	提出特定金融会社等は、開示省令第十一号様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項の箇
	所に記載しなければならない。
	(不良債権の状況の発行登録追補書類における開示)
第	十条 発行登録特定金融会社等のうち会計命令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記し
	た財務諸表を記載した有価証券報告書又は同令第二十条第二項の規定により不良債権の状況を注記
	した中間財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、当該発行登録追補書類に、当該発
	行登録追補書類の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には
	その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る不良債
	権の状況を記載しなければならない。
2	第八条第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に
	記載する場合について準用する。
3	第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に記載しようとする発行

登	録特定金融会社等は、開示省令第十二号様式の第一部	証券情報の第3	その他の記載事項の箇
所	に記載しなければならない。		
	附則		
	施行期日)		
第	条 この省令は、社債法の施行の日から施行する。		
	不良債権の状況の開示の特例)		
第二条	報告書提出特定金融会社等は、平成十二年三月三十一	一日前に終了する	前に終了する事業年度に係る有価証
券	報告書を提出しようとするときは、当該有価証券報告書	に、当該事業年度終了の日	終了の日における当該
報	告書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載し	なければならない。	。ただし、当該不良債
権	の状況を記載することが困難なときは、当該報告書提	出特定金融会社等の	金融会社等の貸付金のうち当該不良
債	権に準ずるものに関する事項を記載することができる。		
2	第六条第二項及び第八条第二項の規定は、前項の規定によ	より同項に規定す	に規定する不良債権の状況(同
頂	ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書に規定	す る 不	良債権に準ずるものに関する事

та	項)を有価証券報告書に記載する場合について準用する。
第 三 条	条 半期報告書提出特定金融会社等は、平成十二年三月三十一日前に終了する事業年度に係る半
期	報告書を提出しようとするときは、当該半期報告書に、当該事業年度の開始の日から六月を経過
ਰ	する日における当該半期報告書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならな
١ĵ	。 ただし、当該不良債権の状況を記載することが困難なときは、当該半期報告書提出特定金融会
社	等の貸付金のうち当該不良債権に準ずるものに関する事項を記載することができる。
2	第七条第二項及び第八条第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する不良債権の状況(同
項	ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書に規定する不良債権に準ずるものに関する事
та	項)を半期報告書に記載する場合について準用する。
	不良債権の状況の開示に関する経過措置)
第 四	条 第八条第一項の規定の適用については、平成十一年十二月三十一日までに当該有価証券届出
書	を提出する場合であって、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開
始	後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該届出

書	提出特定金融会社等の不良債権の状況を記載することが困難なときは、同項の規定にかかわらず
`	当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度の直前事業年度終了の日における当該届出書提出
特	定金融会社等の不良債権の状況又は当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度(その日が事
業	年度開始後三月以内の日である場合には、その日の属する事業年度又はその直前事業年度)の直
前	事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等の貸付金のうち不良債権に準ずるもの
に	関する事項を不良債権の状況に準じて記載することができる。
第 五	条(第九条第一項の規定の適用については、平成十一年十二月三十一日までに発行登録書を提出
す	する場合であって、当該発行登録書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内
の	日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特
定	金融会社等の不良債権の状況を記載することが困難なときは、同項の規定にかかわらず、当該発
行	登録書の提出日の属する事業年度の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特定金融
会	社等の不良債権の状況又は当該発行登録書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後
Ξ	三月以内の日である場合には、その日の属する事業年度又はその直前事業年度)の直前事業年度終

了 の)日における当該発行登録書提出特定金融会社等の貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する
事 項	なを不良債権の状況に準じて記載することができる。
第 六 条	第十条第一項の規定の適用については、平成十一年十二月三十一日までに発行登録書を提出
する	α場合であって、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三
月 以	以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該発行登録特
定 金	⁻ 融会社等の不良債権の状況を記載することが困難なときは、同項の規定にかかわらず、当該発
行登	立録追補書類の提出日の属する事業年度の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融
会 社	1 等の不良債権の状況又は当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度(その日が事業年度
開 始	2後三月以内の日である場合には、その日の属する事業年度又はその直前事業年度)の直前事業
年 度	及終了の日における当該発行登録特定金融会社等の貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する
事 項	京を不良債権の状況に準じて記載することができる。
(企	ム業内容等の開示に関する省令の一部を改正する省令の一部改正)
第 七 条	・ 企業内容等の開示に関する省令の一部を改正する省令(平成十一年大蔵省令第十五号)の一

部を次のように改正する。
附則に次の三項を加える。
8(特定金融会社等(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第
三十二号)第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。以下同じ。)が附則第二項の規定に
より旧令第二号様式から第二号の四様式までによる有価証券届出書を提出しようとするときは、
旧令第二号様式記載上の注意クのの中
「なお、届出書提出日後6箇月の生産、販売等について確実な見通しがある場合には、根拠
を示してその概要を記載することができる。
とあるのは
「なお、届出書提出日後6箇月の生産、販売等について確実な見通しがある場合には、根拠
を示してその概要を記載することができる。
これらに加えて、特定金融会社等の開示に関する省令(平成11年大蔵省令57号)第3
条第1頃の規定により記載すべき同項に規定する事項及び同令第8条第1項の規定により記

すべき同項に規定する不良債権の状況(平成11年12月31日までの間に届出書を提
する場合で、届出書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日であ
る場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における不良債権の状況を記載す
ることが困難なときは、届出書の提出日の属する事業年度の直前事業年度終了の日における
不良債権の状況又は届出書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の
日である場合には、その日の属する事業年度又はその直前事業年度)の直前事業年度終了の
日における貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事項)を同条第 2 項に定めるところ
により記載すること。
と、旧令第二号の二様式記載上の注意、第二号の三様式記載上の注意及び第二号の四様式記載
上の注意中
「次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。」
とあるのは
「 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

⇒	9	と										
書を提出しようとするときは、旧令第三号様式記載上の注意ル中	特定金融会社等が附則第三項の規定により旧令第三号様式及び第四号様式による有価証券報告	こ読み替えて適用するものとする。	より記載すること。	日における貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事項)を同条第 2 項に定める方法に	日である場合には、その日の属する事業年度又はその直前事業年度)の直前事業年度終了の	不良債権の状況又は届出書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の	ることが困難なときは、届出書の提出日の属する事業年度の直前事業年度終了の日における	る場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における不良債権の状況を記載す	する場合で、届出書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日であ	載すべき同項に規定する不良債権の状況(平成11年12月31日までの間に届出書を提出	条第 1 項の規定により記載すべき同項に規定する事項及び同令第 8 条第 1 項の規定により記	これらに加えて、特定金融会社等の開示に関する省令(平成11年大蔵省令57号)第3

「第二号様式記載上の注意(ク)に準じて記載すること。
とあるのは
「第二号様式記載上の注意(ク)に準じて記載すること。
これに加えて、特定金融会社等の開示に関する省令(平成11年大蔵省令57号)第6条
第1項の規定により記載すべき同項に規定する事項及び同令附則第2条第1項の規定により
記載すべき同項に規定する不良債権の状況(不良債権の状況を記載することが困難なときは
、貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事項)を同令第8条第2項に定めるところに
より記載すること。
と、旧令第四号様式記載上の注意中
「 ただし、「第1 会社の概況」の「5 株式の状況」中「 議決権の状況」について
は、当事業年度末現在及び提出日の最近日現在について記載し、「第 5 経理の状況」の「
6 最近の財務諸表」については、最近 5 事業年度(6月を1事業年度とする会社にあつて
は10事業年度)の貸借対照表、損益計算書(製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。)

及び利益処分計算書(又は損失処理計算書)のうち、「1 財務諸表」に記載したもの以外
のものを、第二号様式記載上の注意(ミ)に準じて掲げること。
とあるのは
「 ただし、「第1 会社の概況」の「5 株式の状況」中「 議決権の状況」については
、当事業年度末現在及び提出日の最近日現在について記載し、「 第 3 善 営業の状況」の「 1
概要」については、第二号様式に準じて記載し、これに加えて特定金融会社等の開示に関す
る省令(平成11年大蔵省令57号)第6条第1項の規定により記載すべき同項に規定する
事頃及び同令附則第 2 条第 1 頃の規定により記載すべき同項に規定する不良債権の状況(不
良債権の状況を記載することが困難なときは、貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する
事項)を同令第8条第2項に定めるところにより記載し、「第5 経理の状況」の「6 最
近の財務諸表」については、最近 5 事業年度(6 月を 1 事業年度とする会社にあつては10事
業年度)の貸借対照表、損益計算書(製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。)及び利
益処分計算書(又は損失処理計算書)のうち、「1 財務諸表」に記載したもの以外のもの

を同令第 8 条第 2 頃に定めるところにより記載すること。
状況を記載することが困難なときは、貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事項)
附則第 3 条第 1 頃の規定により記載すべき同頃に規定する不良債権の状況(不良債況を記載することが困難なときは、貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事
1年大蔵省令 2 7 号)第 2 条第 1 頃の規定により記載すべき同頃に規定する事頃及び 附則第 3 条第 1 頃の規定により記載すべき同頃に規定する不良債権の状況(不良債権 況を記載することが困難なときは、貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事項
から までにより記載すべき事項に加えて特定金融会社等の開示に関する省令(平 1年大蔵省令57号)第7条第1項の規定により記載すべき同項に規定する事項及び 附則第3条第1項の規定により記載すべき同項に規定する不良債権の状況(不良債権 況を記載することが困難なときは、貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事項
合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載するこから までにより記載すべき事項に加えて特定金融会社等の開示に関する省令(平 1年大蔵省令57号)第7条第1項の規定により記載すべき同項に規定する事項及び 附則第3条第1項の規定により記載すべき同項に規定する不良債権の状況(不良債権 況を記載することが困難なときは、貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事項
に対する輸出の割合、製品の品目別の輸出高及び当該品目別の販売実績に対する輸出の 合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること から までにより記載すべき事項に加えて特定金融会社等の開示に関する省令(平成 1年大蔵省令57号)第7条第1項の規定により記載すべき同項に規定する事項及び同 附則第3条第1項の規定により記載すべき同項に規定する事項及び同 況を記載することが困難なときは、貸付金のうち不良債権に準ずるものに関する事項)

と読み替えて適用するものとする。

別紙様式第1号(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項関係)

(日本工業規格A4)

	件数・残高	高	件数		残。高		平均約定金利
貸付	寸種別			構成割合	% 同	構成割合	平均約准並利
消	無 担 (住宅向を除く	保 ()	件	%	百万円	%	%
費者	有 担 (住宅向を除く	保 く)					
自	住 宅	向					
[L]	計						
事業者向	計						
合		計		100		100	

貸付金の種別残高内訳

(記載上の注意)

- 1.「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 2.「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅 ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。

3.担保には保証を含まない。

4.「件数」は契約件数を記載する。

別紙様式第2号(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項関係)

(日本工業規格A4)

資金調達内訳

借	λ	先	等	残	高	平均調達金利
金融	9. 機 関 €	りから	の借入		百万円	%
そ		の	他			
		社債・	СР			
合			計			
自	5	資	本			
		資本金	・出資額			

(記載上の注意)

- 1.「平均調達金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 「金融機関等」とは、銀行、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険 会社、外国銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府関係金融機関等、 関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59 号)第8条第8項における関係会社)、事業会社(信販・リース会社を含む)及び個人をい う。
- 3.「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を 控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。
- 4.「残高」は借入当初の元本ではなく、元本の残額を記載する。
- 5.欄外に、会計年度中に行った貸付債権の譲渡の合計額(自己の貸付債権を第三者に譲渡する ことにより得られた対価の合計額)を記載する。

別紙様式第3号(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項関係)

(日本工業規格A4)

先数・残高	先	数	残	高
業種別		構成割合		構成割合
製 造 業	件	%	百万円	%
建設業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
運輸・通信業				
卸売・小売業、飲食店				
金融・保険業				
不 動 産 業				
サービス業				
個人				
そ の 他				
合 計		100		100

業種別貸付金残高内訳

(記載上の注意)

1.業種別貸付残高は貸付先の主な事業(過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの)により分類する。

2.業種は、日本標準産業分類により分類する。

3.「先数」は名寄せした債務者数を記載する。

4.貸付金の種別残高内訳の消費者向計と個人欄の金額は一致する。

別紙様式第4号(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項関係)

(日本工業規格A4)

受	入担	保	Ø	種	類	残	;				ī	5		構	成	割	合
有	価		証		券							百	万円				%
	う	ち		株	式												
債					権												
	う	ち		預	金												
商					品												
不		動			産												
財					寸												
そ		Ø			他												
		計															
保					証												
無		担			保												
合					計												100

担保別貸付金残高内訳

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸付金については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順に したがって、担保の評価額を限度として充当計上する。 別紙様式第5号(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項関係)

(日本工業規格A4)

	件数・残高	件		数	残	高
期間別				構成割合		構成割合
1年以	以下		件	%	百万円	%
1年超	5 年以下					
5 年超	10年以下					
10年超	15年以下					
15年超	2 0 年以下					
20年超	2 5 年以下					
2 !	5 年超					
合	計			100		100
一件	当た	り 平	均 其	月間		

期間別貸付金残高内訳

(記載上の注意)

1.「1件当たり平均期間」は加重平均により算出する。

2.期間は約定期間による。